

5月12日は民生委員・児童委員の日

# あなたの身近な相談相手 民生委員・児童委員

## 困ったときには相談を

### ◎民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱を受けた民生委員は、児童委員を兼ね、誰もが安心して住み続けることのできる地域社会をつくるためにボランティアとして活動しています。

### ◎主任児童委員

お子さんや子育てに関する支援を専門に担当しています。

学校、子ども家庭支援センターなどと協力し、子どもたちの健やかな生活環境づくりを目指して活動しています。

### ◎皆さんと行政を結ぶパイプ役

地域の身近な相談相手として、高齢者や障害のある方、子育てや介護をしている方のほか、住居・健康・医療などについて援助を必要とする方からの相談に応じています。

暮らしの中での困りごと、子

育ての悩みごとは、ひとりで悩まず、民生委員・児童委員にぜひ相談してください。内容に応じて、市や社会福祉協議会などの関係機関と連携し、問題の解決に取り組みます。

各市区の担当民生委員、主任児童委員については、市役所福祉総務係へ問い合わせてください。

◎秘密は守ります  
秘密を守ることが法律で義務付けられていますので、安心して相談してください。

☆詳しくは、福祉総務係へ。

## 心配ごと相談

民生委員・児童委員協議会では、社会福祉協議会から依頼を受け、心配ごと相談を実施しています(申込不要)。

◇日時 水曜日(祝日、年末年始を除く)の午後2時～4時

◇場所 あいぼっく

☆詳しくは、社会福祉協議会(あいぼっく内) ☎544 0388へ。

## こんな相談をお受けしています

高齢者向けのサービスを受けたいけれど、制度や窓口が分からない…

病気やけがで生活に困っている…

育児や子どものしつけで悩んでいる…

子どもが不登校に…

身体に障害があるので何かあったら不安…

近所に心配な高齢者や子どもがいるのだけど…



## 児童育成手当(育成手当・障害手当)の申請を受け付け

各手当の支給要件に該当し、令和2年中の所得が制限額未満である場合は、6月分から手当が支給されます。令和3年度の所得制限額は、左の表のとおりです。

現在受給中の方には、6月上旬に現況届(年度更新の手続きの書類)を送付します。

前年度に所得超過などの理由で受給していない方が、今年

度該当する場合は、5月中に申請してください。

申請について詳しくは、問い合わせてください。

### 【各手当の支給要件】

◎育成手当 18歳になった後の最初の3月31日までの児童を扶養している父母または養育者で、次のいずれかに該当する方  
\*離婚・行方不明などによりひとり親家庭とみなされる  
\*父または母に身体障害者手帳1級・2級程度の障害がある

◎障害手当 2次のいずれかに該当する20歳未満の方を扶養している父母または養育者

\*愛の手帳1～3程度、または、身体障害者手帳1級・2級程度の障害がある  
\*脳性まひ、または、進行性筋萎縮症である

☆詳しくは、手当・医療助成係 ☎544 4193へ。

